

浜田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

（目的及び設置）

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 に規定する地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）の適切、公正かつ中立な運営を確保することに関し協議するため、浜田市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）支援センターの設置に関すること。
- （2）支援センターの運営及び評価に関すること。
- （3）支援センターの職員の確保に関すること。
- （4）地域支援事業に関すること。
- （5）その他支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保に必要な事項に関すること。

（構成等）

第 3 条 協議会は、15 人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）介護保険サービス事業関係者
- （2）保健医療関係者
- （3）福祉関係者
- （4）介護保険被保険者
- （5）その他市長が特に必要と認める者

3 協議会に、支援及び助言させるため、アドバイザーを置くことができる。

（任期）

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

（会長及び副会長）

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、高齢障がい福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和8年4月1日改正)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。